

平成29年度

事務事業評価表 A (平成28年度の実績評価)

記入年月日
平成 29 年 4 月 26 日

事務事業名		都市計画法に基づく開発許可等の経由および相談に関する事務				事業区分		担当	
						新規/継続	継続	事務事業No.	040401000760
		政策体系上の位置付け				単独/補助	単独	所属課	060201
政策体系	総合計画の施策名	0404 計画的な土地利用の推進				主要事業	対象外		都市整備課
	政策名	04 快適で潤いのある生活環境づくり				市長マニフェスト	対象外		
	施策名	04 計画的な土地利用の推進				未来PJ事業	対象外	グループ	都市政策G
	基本事業名	01 計画的土地利用方策の検討				合併建設計画事業	対象外		
		財務会計上の位置付け				事業期間			
予算科目	会計	款	項	目	事業	細	一般会計		単年度繰返し (年度~)
	01	08	04	01	02	00	都市計画総務事業		→ 期間限定の場合、総投入量を(3)投入量の右側に記入
法令根拠	都市計画法、茨城県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例								

【Do】 1. 事務事業の現状把握 (その1)

(1) 事務事業の概要	
①事務事業の概要 (事務事業の全体像)	②担当者が行う業務の内容・やり方・手順
茨城県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例 (以下「県事務処理特例条例」という。)に基づき、都市計画法第29条 (開発行為の許可)、法34条第1項第13号、第35条の2 (変更の許可)、第36条 (工事完了届)、第37条 (建築制限等)、第38条 (開発行為の廃止)、第41条 (建ぺい率等の指定)、第42条 (開発許可を受けた土地における建築等の制限)、第43条 (開発行為の許可を受けた区域以外の土地における建築等の制限)、第45条 (許可に基づく地位の承継) 及び省令第60条 (開発行為又は建築に関する証明書等の交付) の規定による申請等の経由事務を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 開発許可等に関する相談の対応 申請書類の審査及び県への進達 (必要に応じて県との協議を行う。)

(2) 事務事業の手段・対象・意図と各指標、指標値の推移							
①手段 (担当者の活動内容)	④活動指標 (活動量を表す指標)	単位	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (計画)	30年度 (目標)	31年度 (目標)
<ul style="list-style-type: none"> 開発許可等に関する相談の対応 申請書類の審査及び県への進達 (必要に応じて県との協議を行う。) 	法第29条の規定による開発許可申請の経由件数	件	20.00	28.00	30.00	30.00	30.00
	法第43条の規定による建築許可申請の経由件数	件	32.00	31.00	30.00	30.00	30.00
	施行規則第60条の規定による証明書交付申請経由件数	件	21.00	27.00	30.00	30.00	30.00
				0.00	0.00	0.00	0.00
②対象 (誰、何を対象にしているのか)	⑤対象指標 (対象の大きさを表す指標)	単位	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (計画)	30年度 (目標)	31年度 (目標)
開発行為等	都市計画法の規定に基づく経由事務の処理件数	件	95.00	120.00	120.00	120.00	120.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
③意図 (この事業によって対象をどう変えるのか)	⑥成果指標 (対象における意図の達成度を表す指標)	単位	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (計画)	30年度 (目標)	31年度 (目標)
区域区分の目的を担保すること及び良質な宅地水準を確保すること。	開発行為等の苦情件数	件	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

(3) 投入量 (事業費) の推移		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (計画)	30年度 (目標)	31年度 (目標)	期間限定 総投入量
投入量	事業費	国庫支出金	千円	0	0	0	
		県支出金	千円	0	0	0	0
		地方債	千円	0	0	0	0
		使用料・手数料	千円	0	0	0	0
		その他	千円	0	0	0	0
		一般財源	千円	0	0	0	0
	事業費計 (A)	千円	0	0	0	0	
人件費	正規職員従事人数	人	3.00人	3.00人	3.00人	3.00人	0.00人
	述べ業務時間	時間	684.15	669.30	700.00	700.00	700.00
	人件費計 (B)	千円	1,985	1,942	2,031	2,031	2,071
トータルコスト (A)+(B)		千円	1,985	1,942	2,031	2,031	2,071

事業費の内訳	28年度事業費 実績 (千円)			29年度事業費 予算 (千円)		
		合計	0			合計

(4) 当該年度の実施内容	29年度の事業内容	30年度の事業内容	31年度の事業内容
※下記に該当する事業は、年度ごとに事業内容を記入する <ul style="list-style-type: none"> 主要事業 市長マニフェスト 未来PJ事業 合併建設計画事業 			

事務事業名	都市計画法に基づく開発許可等の経由および相談	事務事業No.	40401000760	所属課	都市整備課
-------	------------------------	---------	-------------	-----	-------

【Do】 1. 事務事業の現状把握 (その2)

(5) この事務事業を開始したきっかけは、いつ頃どんな経緯で開始されたのか? 開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか? 県事務処理特例条例の施行に伴い、H12年から開始された。近年、事前相談の内容が高度化してきている。
(6) この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者)からどんな意見や要望が寄せられているか? 申請者又はその代理人(建築士・行政書士等)から事務の簡素化や迅速化の要望が寄せられている。
(7) 前回の事務事業評価に対する改革・改善の具体的内容

【See】 2. 評価の部 *原則は事前評価。

評 価 項 目

目的 妥当性	①政策体系との整合性 (この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか?意図することが結果に結びついているか?) <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている	良質な宅地水準を確保することは、第1次総合計画(後期基本計画)第4章に掲げる基本政策「快適で潤いのある生活環境づくり」の実現を図る上で不可欠であり、政策体系との整合は図られている。
	②公共関与の妥当性 (なぜこの事業を市が行わなければならないのか?税金を投入して、達成する目的か?) (法定受託事業はその名称) <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である	県事務処理特例条例で市の事務事業と規定されている。
有効性	③成果の向上余地 (成果を向上させる余地はあるか?成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか?何が原因で成果向上が期待できないのか?) <input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がない	都市計画法及び県事務処理特例条例に基づき、適正に処理している。
	④廃止・休止の成果への影響 (事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は?) <input checked="" type="checkbox"/> 影響有	県事務処理特例条例で市の事務事業と規定されており、廃止できない。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 (類似事業や統廃合の可能性はありますか?(市以外の取り組みも含む)) (他に手段がある場合) ⇨ 具体的な手段、事務事業名 <input checked="" type="checkbox"/> 余地がない	県事務処理特例条例で市の事務事業と規定されており、他に手段がない。
効率性	⑥事業費・人件費の削減余地 (成果を下げずに事業費を削減できないか?やり方を工夫して延べ業務事業を削減できないか?) <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない	主な経費は、職員の人件費であるが、一定の裁量が伴うため、市職員以外での対応は難しく、削減余地は小さい。なお、事務処理件数に応じて県事務処理特例条例に基づく交付金が県から交付されている。
公平性	⑦受益機会・費用負担の適正化余地 (事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか?受益者負担が公平・公正になっているか?) <input checked="" type="checkbox"/> 公正・公平である	開発許可等の申請等に当たっては、県が手数料を徴取し、その一部を県事務処理特例条例に基づき市に交付している。したがって、受益者負担は公平・公正であると考えられる。

【Plan】 3. 評価結果の総括と今後の方向性(次年度計画と予算への反映)

(1) 1次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ②有効性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ③効率性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ④公平性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり	(2) 全体総括(振り返り、反省点) 当該事務事業は、都市計画法及び県事務処理特例条例で市の事務事業と規定されているものであり、第1次総合計画(後期基本計画)第4章に掲げる基本政策「快適で潤いのある生活環境づくり」の実現を図る上で不可欠なものである。 なお、事務処理件数に応じて県事務処理特例条例に基づく交付金が県から交付されている。
(3) 今後の事業の方向性 <input type="checkbox"/> 終了 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 改革改善を行う <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止	(4) 改革・改善による期待成果 (終了・廃止・休止の場合は記入不要) コスト 削減 維持 増加 成果 向上 維持 低下
(5) 改革, 改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策 現状維持	(6) 事務事業優先度評価結果 成果優先度評価結果 コスト削減優先度評価結果

【Check】 4. 確認及び改革改善に向けての指摘事項

(1) 課長評価 課長確認後の評価 <input type="checkbox"/> A: 継続(現状維持) <input type="checkbox"/> C: 終了、廃止、休止 <input type="checkbox"/> B: 継続(改革改善を行う) <input type="checkbox"/> D: 2次評価へ提出	(2) 部長確認及び評価 (課長評価により、C、D判定及び確認が必要な場合) 確認欄 <input type="checkbox"/>
--	---